

敦賀市中小企業経営安定資金融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、市内事業者への円滑な金融をはかり、中小企業者の振興を促進するため、低利な融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

①市内に住所を有し、市内にて事業を営んでおられる方

②市内に住所を有し、市内にて新たに事業を営もうとされている方

注)②に該当する方、または事業開始から1年に満たない方が設備資金を利用の場合は融資申込額の3分の1以上の自己資金を有していること。

上記いずれかにあてはまる、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

<注意事項>

- 1) 融資申込時点において、市税を完納している方(※1)に限ります(納税確認を行います)。
 - 2) 許認可が必要な業種を営む場合は、既に許可を受けていること、もしくはその取得が確実である方に限り(許認可証の写しを提出していただきます)。
- ※1:非課税者を含みますが、未申告の方については申告の上、納付が条件となります。

2. 融資の条件

(令和5年8月1日現在)

| 資金用途 | 運 転 資 金 | 設 備 資 金 |
|------------|---|---|
| | 仕入や決済等経常運転に充当。 | 店舗の新改築や設備整備に充当。 |
| 融資限度額 | 1,500万円以内 | 2,000万円以内 (※小売業者が店舗を新增改築する場合) 2,500万円以内 |
| | (併用の場合) 2,000万円以内 (※の場合は2,500万円以内) | |
| | 注)上記は1事業者が年度内に利用できる限度額です。 | |
| 融資期間(据置期間) | 5年以内(6ヶ月以内) | 7年以内(1年以内) |
| | (併用の場合) 7年以内(1年以内) | |
| 融資利率 | 1.60%以下 (保証協会の保証付 1.30%以下) 注)金融情勢により利率を改定しますので、融資実行の際の利率は上記と異なる場合があります。 | |
| 返済方法 | 原則、月割賦による元金均等返済。 | |
| 信用保証 | 福井県信用保証協会の信用保証を付けることができます。 保証付きの場合、保証期間3年以内の場合は保証料の50%、3年を超える場合は30%が補給されます。 | |
| 担保・連帯保証人 | 取扱金融機関・信用保証協会の定めるところによります。 | |
| 申込書類 | ①敦賀市中小企業経営安定資金融資申込書(様式第1号) ②許認可が必要な業種は許認可証の写し ③法人の場合は登記事項証明書の写し ④設備資金申し込みの場合は設備等の見積書の写し ⑤信用保証利用の場合は、保証料補給にかかる事務委任状の写し ⑥借入金内訳表(借換の場合) ⑦その他市や取扱金融機関が必要に応じて求める書類(決算書等) | |

<注意事項>

- 1) 事前に取り扱金融機関による審査があります。
- 2) 設備等は市内に整備するに限ります。
- 3) 融資申込書は下記市内取扱金融機関、敦賀市役所商工貿易振興課にございます。
- 4) 平成31年度より借換が可能となりました。

詳しくは、市内取扱金融機関(福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・敦賀信用金庫)各店または、敦賀市役所商工貿易振興課(TEL:0770-22-8122)までお問合せください。